

理数・DX人材等育成事業における伴走支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

理数・DX人材等育成事業における伴走支援業務委託

2 業務の目的

国において、2040年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」に基づく、地域産業や社会を支える人材の育成に向けた教育内容の抜本的改革と、それを可能とする環境整備を一体的に推進する取組みに対して、都道府県に造成する基金により先行的な支援を実施する。

そのことを受け、本県では、教育内容の抜本的改革とそれを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）として県立敦賀高等学校を選定し、文理を問わず全ての生徒の科学的思考力及びデータ活用力を育成するとともに、エネルギーや宇宙をはじめとする先端技術分野において研究開発や技術革新を担う理数・DX人材の育成を推進する。

今回、改革先導拠点校が産学官一体となって教育改革を着実に推進するとともに、地域全体で理数・DX人材を育成していくための伴走支援について本委託により行うこととする。

3 改革先導拠点場所

福井県立敦賀高等学校

4 事業費

21,780,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務内容

業務の内容は、改革先導拠点における理数・DX人材等育成及び協力校への展開を目的として、以下の業務を遂行する。

（1）事業全体マネジメント支援

ア ビジョン・戦略策定支援

A 産学官分野等関係者へのヒアリング

B 協力校への波及を含めたビジョン・戦略（3年間の事業計画、2040年に向けたビジョン）の作成に向けたファシリテーション、資料作成

C プロジェクトチーム及びこれに関連する会議体の設計と運営支援

イ KPIの計測・検証支援

A 事業目標（資格取得数、関連する探究活動数・実施率、生徒の自己評価値 等）の測定

B 学校が実施する評価やフィードバック等への支援

ウ 社会的インパクト評価の検証支援（定性的な変化や社会的な波及効果の分析）

A 社会的インパクト評価指標の策定に向けた設計・調査・データ集計・資料作成

B 生徒の資質・能力の評価指標及び計測方法の開発支援

C 教育改革が地域社会や生徒の変容（自己効力感、問題発見能力等）に与える影響の調査・レ

ポート作成

エ 協力校への波及

- A 協力校教員等へのビジョン、戦略の共有支援
- B 改革先導拠点校における協力校生徒等との共同探究活動及び共同科学研究の支援
- C 産学官連携による先端技術研修の企画・計画・実施支援
- D 授業実践の共有

対面型に加え、遠隔授業システムやメタバース等を活用した、探究的な学びを重視した授業実践を協力校と共有するための、公開授業実施支援

E 小中学生・地域を対象とした科学教育の普及（近隣小中学校16校を対象）

F 研究成果の共有・普及（協力校16校、近隣小中学校16校を対象）

協力校による合同探究成果発表会や高校生科学学会の開催支援

オ 情報収集・調査

A 本事業に資する全国の高校教育改革の先進事例や、産学官連携の最新動向の調査・報告

カ 定例会議及び進捗管理体制の構築

A 本業務の円滑な遂行のため、県および学校側と定期的な打ち合わせの実施（月1回程度）
（オンライン会議の活用を含む）

キ 国対応支援

A 文部科学省提出資料、文部科学省ヒアリング対応資料作成

ク 自立自走化支援

- A 事業委終了後の推進体制設計及び持続可能な運営体制構築
- B 令和9年度以降の事業展開計画策定及び県内展開ロードマップ策定

（2）改革先導拠点校への事業推進支援

ア 学校の実行計画づくりと推進体制構築支援

- A 3年間の計画策定と校内体制構築の支援
- B 校内文化の醸成と教員研修の実施

イ 産学官連携プロジェクトの組成・支援

- A 県、関係市町等の関連部局、大学、研究機関及び企業へのヒアリングと連携調整
- B 先端技術分野における産業界、行政とのビジョン・戦略共有に向けた対話の場づくり
- C 産学官と連携する事業・取組の設計支援と立ち上げ・運営支援
- D 「理数探究基礎」「データサイエンス」等と連動した産業連携カリキュラム構築支援
- E 大学・企業・研究機関と連携した課題研究テーマの設計、連携調整及び進捗管理
- F 高度分析機器を活用した研究活動及び共同研究の推進支援
- G 国内外の大学、高校及び研究機関との研究交流・国際共同探究活動の支援

ウ プロジェクトチーム（運営指導委員会を含む）の運営支援

- A 事務局運営支援、関連団体との連絡調整
（外部委員に対する謝金旅費等の支払い負担を含む。）
- B 本事業の自律的な運営と発展に向けた課題整理と改善

エ 改革先導拠点校への業務負荷軽減支援

A コーディネーターを敦賀高校に配置（常駐）し、産学連携に関わる業務の遂行ならびに教員・生徒への技術的サポートの遂行
（連携機関との連絡調整、共同研究調整、講師招聘、施設見学等の調整業務を含む）
（週4日以上、一日7.5時間程度を想定）

- B コーディネーターを支援するための業務責任者の配置、本事業のリスクやボトルネックの解消
- C 改革先導拠点校の取組推進に向けた支援及び助言、関係者との調整
- D 改革先導拠点校が実施する地域や協力校等との交流イベント（科学研究発表会（合同探究成果発表会や高校生科学学会）【再掲】、最先端技術研修会、科学イベント、他県との交流等）の支援、関係者との調整、地域協働による地元進学に向けた学力向上・学習支援

オ 広報支援

- A 改革先導拠点校の取組について、未アプローチのステークホルダーへの広報企画・遂行（魅力発信）
- B 取組みや成果等の広報資料作成、公表

(3) 事業促進のためのアドバイザー

ア 高校改革アドバイザー

- A 事業全体に対する指導助言
- B 改革先導拠点校のビジョン・戦略・評価基準・個別施策等に対する指導助言
- C 協力校への指導助言

イ 先端技術アドバイザー

- A 高度分析機器の選定、活用方法及び維持管理に関する専門的助言のための有識者の選定と招聘
- B 高度分析機器活用研修及び教員研修の企画運営支援
- C エネルギー、宇宙、DX分野等の先端技術分野における研究活動及び教育プログラムに関する専門的助言
- D 生徒・教職員・協力校生徒等を対象としたエネルギー教育研修、女性活躍推進研修、理数・DXキャリア形成講演会等の企画運営支援及び講師招聘業務
理数・DXキャリア形成講演会の講師招聘業務に関しては、講師選定、調整、謝金旅費等の支払い負担を含む。（年間3回程度）

7 受託者の実施体制

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって、業務責任者や担当者等を選任し、コーディネーター等の配置体制や指揮命令系統、バックアップ体制等を構築し、業務の円滑な推進ができるよう十分な体制をとること。
- (2) 受託者は、契約締結後、すみやかに、委託業務実施体制表を提出し、県の承認を得ること。

8 業務進捗状況及び完了報告

- (1) 業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ実施する。
- (2) 実施期間中は、県と協議のうえ定める頻度で経過報告等を行い、必要に応じ実施方法等の変更を行う。
- (3) 受託者は、業務期間中、県の求めに応じ、業務の進捗状況に関する報告を行う。
- (4) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告する。

9 成果品

本業務において受託者が作成すべき成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業推進状況のアセスメントに関する報告書
- (2) 社会的インパクト評価に関するロジックモデル、指標、調査結果報告書
- (3) KPI進捗管理シートおよびフィードバック資料
- (4) 地域連携スタートアップガイド（協力校への普及用資料）
- (5) 業務完了報告書

A 令和8年度における活動報告

B 令和9年度以降の事業全体の設計及びロードマップの策定について具体的な提案

10 委託料

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておく。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供すること。

11 特記事項

- (1) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (4) 本業務を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、県、市町、関係機関及び県が本事業に関連した別に実施する事業の受託者等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ解決することとする。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用権は、全て福井県に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。
- (8) 成果物に第三者の著作物等を使用する場合、受託者の責任と費用負担で必要な手続きを行うこと。万一、第三者から権利侵害等の申し立てがあった場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。